

特定原子力施設「措置を講ずべき事項」に関して原子力規制委員会に
提出した意見に対する回答について（報告）

平成24年11月30日

福島県原子力安全対策課

このことについては、前回（10月29日）の原子力事故対応関係市町村会議における関係13市町村との意見交換の状況等を踏まえ、県としての意見を取りまとめ原子力規制委員会に提出しましたが、原子力規制委員会（第9回会合、11月7日）において、次のとおり回答がありました。

○ 概要

- （１）提出した意見のうち「広域的な環境影響評価の実施」、「県民への丁寧で分かりやすい説明」、「実施計画な柔軟な見直し」については、反映された。
- （２）「5・6号機の取扱いの明確化」については、明確にはならず、「事業者が廃炉を決定した段階で廃止措置の安全規制を行う」とされた。

添付資料：特定原子力施設の指定等に関する意見

（平成24年10月30日 福島県生活環境部）

関係自治体等からの意見聴取結果とその対応について

（平成24年11月7日 第9回原子力規制委員会 資料2-1-2(p5)）

特定原子力施設の指定等に関する意見

平成24年10月30日
福島県生活環境部

今般、原子力規制庁から、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の特定原子力施設への指定等について説明を受けましたが、当県の意見は下記のとおりです。

記

1 特定原子力施設の指定について

(1) 中長期ロードマップへの関わりの明確化

原子力規制委員会は、特定原子力施設に指定後の1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組に、どのように関わるのかを明確にすること。

(理由) 県民の安全・安心の確保の観点から、中長期ロードマップに基づく取組について、資源エネルギー庁と東京電力による各作業工程の検討段階から、原子力規制委員会が積極的に関わり、円滑に進められる必要がある。

(2) 5・6号機の取り扱いの明確化

原子力規制委員会は、特定原子力施設に指定後の5・6号機の取り扱い方針を明確にすること。

(理由) 措置を講ずべき事項案において、5・6号機は冷温停止を維持・継続することを目標としているが、本県は県内全号機の廃炉を求めており、5・6号機については、冷温停止を維持する期間や、その取り扱い方針の判断時期、手続き等を明らかにする必要がある。

2 措置を講ずべき事項について

(1) 広域的な環境影響評価の実施

リスク評価に当たっては、作業中のトラブル等に起因する事故の緊急事態への進展も想定し、周辺地域のみならず広域的な環境影響評価を行うことを、措置を講ずべき事項に追加すること。

(理由) 県民の安全・安心の確保の観点から、作業中のトラブル等に起因する事故による全県域への環境影響を明らかにする必要がある。

(2) 県民への丁寧で分かりやすい説明

実施計画とその進捗状況について、県民に分かりやすく丁寧に説明することを、措置を講ずべき事項に追加すること。

(理由) 廃炉に向けたプロセスの透明性を確保し、東京電力が的確に説明責任を果たしていくことが必要である。

3 実施計画について

(1) 認可の基準の明確化

原子力規制委員会は、東京電力から提出される実施計画の妥当性を判断するための基準を明確にした上で、認可を行うこと。

(理由) 実施計画の認可における客観性を確保する必要がある。

(2) 実施計画の柔軟な見直し

実施計画の認可後であっても、原子力規制委員会及び東京電力は、実施計画を柔軟に見直すこと。

(理由) 実施計画は、廃炉工程の進捗状況や技術開発の状況に大きく影響を受けるものであるため、適時、適切な見直しが必要である。

以上

関係自治体等からの意見聴取結果とその対応について

福島県	
自治体からの御意見	規制委員会の対応
<p>特定原子力施設に指定後の1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取り組みに、どのように関わるのかを明確にすること。</p>	<p>○中長期ロードマップを策定している政府・東京電力中長期対策会議には、オブザーバーとして参画。</p> <p>○特定原子力施設の制度の下で、中長期的な取り組みに対して、安全性の観点から積極的に関与・提言していく。</p>
<p>措置を講ずべき事項案において、5・6号機は冷温停止を維持・継続することを目標としているが、本県は県内全号機の廃炉を求めており、5・6号機については、冷温停止を維持する期間や、その取り扱い方針の判断時期、手続き等を明らかにする必要がある。</p>	<p>○5・6号機については、安定的な冷温停止の維持・継続を規制上の要求としている。</p> <p>○5・6号機の廃炉については、事業者が廃炉を決定した段階で廃止措置に関する安全規制を行う。</p>
<p>リスク評価に当たっては、作業中のトラブル等に起因する事故の緊急事態への進展も想定し、周辺地域のみならず広域的な環境影響評価を行うことを、措置を講ずべき事項に追加すること。</p>	<p>○特定原子力施設全体及び各施設のリスク評価を行うに当たっては、敷地外への影響を含めた広域的な影響評価を行い、リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で、十分なものであることを講ずべき事項に追記。</p>
<p>実施計画とその進捗状況について、県民に分かりやすく丁寧に説明することを、措置を講ずべき事項に追加すること</p>	<p>○実施計画の実施に当たっては、同計画の対策やリスク評価の内容、対策の進捗状況等について、継続的に、地元住民や地元自治体をはじめ広く一般に説明や広報・情報公開を行い、その理解促進に努めることを講ずべき事項（VII. 実施計画の実施に関する理解促進）に追記。</p>
<p>原子力規制委員会は、東京電力から提出される実施計画の妥当性を判断するための基準を明確にした上で、認可を行うこと。</p>	<p>○実施計画の審査に当たっては、外部有識者を含めた「特定原子力施設監視・評価検討会」を設置して、安全上の要求事項である「措置を講ずべき事項」を基礎として、実施計画の各施設、対策毎に当該要求事項に適合したものであることを判断基準として妥当性を判断する。</p>
<p>実施計画の認可後であっても、原子力規制委員会及び東京電力は、実施計画を柔軟に見直すこと。</p>	<p>○適切な時期に、実施計画を適切に見直し、変更を行うことを事業者に求めるとともに、原子力規制委員会からは実施計画の変更を命ずるなど柔軟な対応を行うことを講ずべき事項に追記。</p>